

## 日本木材学会顕彰制度の改正について

日本木材学会では、学会の更なる発展のため、顕彰制度を改正しました（平成19年5月11日 第294回理事会承認）。具体的には、「日本木材学会賞」、「日本木材学会奨励賞」、および「日本木材学会技術賞」に関する位置づけ、授賞資格、選考方法などを改め、授与規程および授与内規を改正しました。平成19年度より実施します。また、これらの改正に伴い「日本木材学会論文賞」を新設し、授与規程・内規を制定しました。「日本木材学会論文賞」の推薦および選考は日本木材学会編集委員会が行い、木材学会誌、Journal of Wood Science ともに第53巻（2007年）より実施します。詳しくは、各賞の授与規程・内規をご覧ください。なお、「日本木材学会地域学術振興賞」については従来通りとし、変更ありません。

## 日本木材学会論文賞の新設について

日本木材学会では2007年より下記に示す「日本木材学会論文賞」を新設し、授与規程・内規にしたがって授与いたします（2007年5月11日第294回理事会承認）。

### 1. 論文賞の定義

木材学会誌およびJournal of Wood Science誌（以下JWS誌と記す）各巻に掲載された一般論文のなかで、日本木材学会編集委員会が選定する年間の「最優秀論文」各1編（木材学会誌、JWS誌から各々1編ずつ）の著者に与える賞とする。

### 2. 受賞論文に期待される資質

論文の内容が独創的で、新しい知見を含み、信頼性が高く、木材学とそれに関連した分野の進歩に寄与する優れた学術的価値を含み、かつ社会に有益な効果をもたらすことが期待されること。

### 3. 受賞論文の選考方法

- (1) 論文賞の選考は推薦と選考の2段階で行われるものとする。
- (2) 推薦は1.で定義される全ての論文から選考に掛ける優秀な論文を推薦するもので、編集委員長がこれを行う。
- (3) 選考は推薦された優秀な論文の中から、最も優秀な論文（和文、英文各1編）を最終決定するもので、編集委員会が指名した評価委員による評価を基に、編集委員会が最終的に選考する。

### 4. 推薦の方法

- (1) 編集委員長は、所定期間中に木材学会誌並びにJWS誌に掲載されたすべて論文の審査最終報告書を調査し、内規に定める評価方法によって論文の得点付けを行い、木材学会誌、JWS誌各々について得点順に上位5編程度の受賞候補論文を推薦する。
- (2) 推薦された論文の内容に照らして、編集委員会は論文の優秀性を評価できる評価委員を各論文ごとに2名指名する。

### 5. 推薦の評価基準

内規に従う。

### 6. 選考

- (1) 編集委員会が指名した評価委員は、7.に掲げる特定項目の定量評価を行うとともに、最終的な総合評価を文章によって論述するものとする。
- (2) 編集委員会は、評価委員から提出された評価結果を取りまとめ、木材学会誌、JWS誌各々について、年間最優

秀論文各 1 編を選考する。

(3) 編集委員長は、木材学会誌、JWS 誌各々について、年間最優秀論文各 1 編の選考過程並びに選定理由等を理事会に報告する。

(4) 理事会は、論文賞の受賞者を承認する。

#### 7. 特定項目

(1) 木材学とそれに関連した分野の進歩に寄与する優れた学術的価値

(2) 論文の新規性と有用性に関する評価

(3) 総合評価（論述）